

深谷市告示第 37 号

深谷市公益通報者保護法に基づく外部の労働者等からの公益通報の処理に関する要綱を次のように定める。

令和 8 年 2 月 18 日

深谷市長 小 島 進

深谷市公益通報者保護法に基づく外部の労働者等からの
公益通報の処理に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）に基づく公益通報を適切に取り扱うため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 外部の労働者等 法第 2 条第 1 項各号に掲げる者（深谷市職員等公益通報条例（平成 20 年深谷市条例第 38 号）第 2 条第 1 号に規定する職員を除く。）をいう。

(2) 通報対象事実 法第 2 条第 3 項各号に規定する通報対象事実をいう。

(3) 公益通報 外部の労働者等が、法第 2 条第 1 項に規定する処分又は勧告等をする権限を有する市の機関に通報することをいう（不正の目的でされた通報を除く。）。

(4) 公益通報者 公益通報をした者をいう。

(5) 通報窓口 公益通報及び公益通報に関する相談を受け付けるための窓口をいう。

(6) 担当部署 通報対象事実に関する事務を所掌する課等を

いう。

- 2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(通報窓口の所掌)

第3条 公益通報に関して適切に対応するため、通報窓口を産業振興部商工振興課に置く。

- 2 通報窓口は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 公益通報の受付に関すること。
- (2) 公益通報の相談、問合せに関すること。
- (3) 担当部署との連絡調整に関すること。
- (4) 公益通報の処理に関する仕組みを整備すること。

(従事者等の義務)

第4条 公益通報の処理に従事する職員又は従事していた職員(次項及び第3項において「従事者等」という。)は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 従事者等は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 従事者等は、自ら当事者となっている案件に関する公益通報その他の利益相反関係を有する公益通報への対応に関与してはならない。

(公益通報の処理)

第5条 公益通報は、通報窓口(担当部署に対して直接公益通報があった場合には、当該担当部署。次項及び次条において同じ。)において、公益通報受付票(様式第1号)により受け付けるものとする。

- 2 通報窓口は、次に掲げる事項を公益通報者に確認するものとする。ただし、当該公益通報者の同意が得られない場合その他確認に当たり支障がある場合は、この限りでない。

- (1) 氏名及び連絡先
- (2) 役務提供先の名称及び所在地等

- (3) 公益通報者と役務提供先との関係
- (4) 通報対象事実の具体的な内容（発生・発見場所、日時等）及び関係法令
- (5) 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由
- (6) 通報対象事実を裏付ける資料等の有無及び内容
- (7) 通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由
- (8) 公益通報として通報することの意思の有無
- (9) 連絡方法
- (10) その他必要と認められる事項

3 通報窓口（担当部署に対して直接公益通報があった場合を除く。次項において同じ。）は、公益通報を受け付けたときは、当該公益通報の内容を整理し、担当部署を特定しなければならない。

4 通報窓口は、担当部署と協議した結果、通報対象事実について、市の機関が処分又は勧告等をする権限を有するときは当該担当部署に処理を引き継がなければならない。

5 通報窓口は、通報対象事実について市の機関が前項に規定する権限を有しないと認めるときは遅滞なく公益通報者に権限を有する行政機関を教示しなければならない。ただし、公益通報者が説明を望まない場合、匿名による公益通報であるため公益通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（公益通報者への説明）

第6条 通報窓口は、公益通報者に対し、次の各号に掲げる事項について説明しなければならない。ただし、公益通報者が説明を望まない場合、匿名による公益通報であるため公益通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

- (1) 公益通報者の秘密が守られること。

(2) 公益通報の受付後の手続

(3) 公益通報により不利益処分を受けないことが法で保護されていること。

(4) その他必要と認められる事項

(匿名による公益通報の取扱い)

第7条 通報窓口及び担当部署は、匿名による公益通報についても、可能な限り、実名による公益通報と同様の取扱いを行うよう努めるものとする。

(公益通報の受理)

第8条 担当部署は、第5条第1項の規定により受け付け、又は同条第4項の規定により処理を引き継いだ公益通報が法に基づく公益通報に該当し、及び通報対象事実について当該担当部署が処分又は勧告等をする権限を有するものと認めるときは、当該公益通報を受理するものとする。

2 担当部署は、公益通報を受理したときは、これを法に基づく公益通報又はそれに準ずる通報として受理した旨及び公益通報の受理から処理が終了するまでに必要と見込まれる期間を、受理しないとき又は情報提供として受け付けるときは受理しない旨を、公益通報受理・不受理通知書（様式第2号）により、公益通報者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、公益通報者が通知を望まない場合、匿名による公益通報であるため公益通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

3 担当部署は、公益通報を受理したときは、通報窓口はその旨を報告しなければならない。

(調査の実施)

第9条 担当部署は、必要があると認めるときは、通報対象事実に係る調査を実施するものとする。

2 担当部署は、調査の実施に当たっては、公益通報に関する秘密を保持するとともに、公益通報者が特定されないよう十分に配慮

した上で、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法により行うものとする。

- 3 担当部署は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査の状況について適宜公益通報者に通知するとともに、当該調査が終了したときは、その結果を当該公益通報者に通知するものとする。

(是正措置)

第10条 担当部署は、公益通報に関する調査を実施した結果、通報対象事実又はその他の法令違反等の事実があると認めるときは、速やかに法令等に基づく措置その他適当な措置（以下「是正措置」という。）をとらなければならない。

- 2 担当部署は、是正措置を講じたときは、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護について配慮した上で、当該措置の内容を遅滞なく、是正措置通知書（様式第3号）により公益通報者に通知しなければならない。ただし、公益通報者への通知が困難な場合又は当該公益通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。
- 3 担当部署は、是正措置を講じたときは、必要と認められる期限を定め、是正措置の内容が適切に実施されているか確認をするものとする。

(記録等の管理)

第11条 通報窓口及び担当部署は、公益通報及び公益通報の相談に係る記録並びに関係資料について、通報者の秘密保持に配慮して適切な方法で管理し、10年間（当該公益通報に関して訴訟が生じていることを確認した場合にあっては、当該訴訟が終結するまでの間）保存しなければならない。

(協力義務)

第12条 通報窓口及び担当部署は、公益通報の処理について他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、

正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

- 2 公益通報の調査に協力した職員等は、当該調査により知り得た情報をみだりに漏らしてはならない。
- 3 公益通報を処理する担当部署が複数あるときは、連携して調査を行い、又は措置を講ずる等相互に緊密に連絡し協力するものとする。

(公益通報者等の保護)

第13条 担当部署は、公益通報者又は公益通報の相談をした者(以下この条において「公益通報者等」という。)が当該通報又は相談をしたことを理由として、事業者から不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、公益通報者等の保護に係る必要な支援を行うものとする。

(処理状況の公表)

第14条 通報窓口は、公益通報に関する秘密の保持及び個人情報の保護に十分配慮した上で、次に掲げる事項について毎年公表するものとする。

- (1) 受付件数
- (2) 受理件数
- (3) 調査に着手した件数
- (4) 是正措置を講じた件数

(公益通報以外の通報)

第15条 公益通報以外の通報があった場合において、当該通報を受けた担当部署が必要と認めるときは、この要綱に準じて取り扱うものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、外部の労働者等からの公益通報に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。